

別記3の2

新潟県林業・木材産業成長産業化促進対策事業（路網整備）設計・技術審査会設置要領

第1 趣旨

本要領は、林業・木材産業成長産業化促進対策事業実施要領（平成30年6月19日施行）に基づき設置する設計・技術審査会（以下「審査会」という。）に関して必要な事項を定める。

第2 審査会の役割

審査会は、事業実施主体が林業専用道（規格相当）整備を実施しようとするとき、その技術的な適正性等を検討し、適正な事業実施及び林業専用道（規格相当）の整備推進を図るものとする。

第3 審査会の業務

審査会は、次の業務を行うものとする。

- (1) 事業実施主体が自ら工事を実施する場合等について、その理由、技術的な適正性及び必要となる措置等の検討
- (2) 施工予定路線ごとの平均横断地山傾斜が適切に算出されているかの確認及び林業・木材産業成長化促進対策交付金実施要領（平成30年3月30日施行）で定める傾斜区分への仕分け
- (3) 施工予定路線の傾斜区分に変更が生じた場合の理由、技術的な適正性についての検討
- (4) その他、適正な事業実施を図るために必要な、設計内容等の審査
- (5) (1) から (4) の審査結果の事業実施主体への報告
- (6) (1) から (4) の審査結果の知事への報告

第4 審査会の構成員

1 審査会の構成員（以下「審査員」という。）は、次によるものとする。

(1) 審査員には、以下の者を含めるものとする。

林業振興課長又は林業振興課技術専門員

林業振興課長代理（林業専用道（規格相当）整備担当）

森林施設課長代理（林道担当）

(2) (1) とは別に、オブザーバーとして業務の遂行に必要と認められる者の参画を求めることができる。

2 審査員の任期は、事業終了までの期間とする。

3 審査会に会長を置き、会長は審査員の互選によって定める。

4 会長は会務を総理し、会議の議長となる。

5 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する審査員がその職務を代理する。

第5 会議の開催

審査会の会議は、必要の都度、会長が招集する。

第6 審査記録の作成

審査会は会議を開催した場合、次の事項を記載した審査記録を作成するものとする。

- (1) 日時及び場所
- (2) 審査員数（総数及び出席数）
- (3) 審査の経過概要及び結果

第7 補則

この要領に定めのない事項は、会長が別に定めるものとする。

附則 この要領は、令和元年8月19日から施行する。